



2023年度觀光学部学生大会

議案書



目次

- P.1 自治会 SNS 紹介
- P.2 学生自治会とは
- P.4 観光学部学生自治会活動方針
- P.5 観光学部独自議案
- P.8 全学合同議案
- P.11 学生自治会規約

各種 SNS で、お役立ち情報発信中！

①LINE 公式アカウント

重要なお知らせはこちらで発信しています。みなさん必ず登録してください！！

※学年ごとにアカウントが異なります。



14期



15期



16期



17期

②Twitter : su_tourism

『質問箱』を利用して、学生の皆さんのかつと
した質問にお答えします。もちろん、大学生活につ
いてのお知らせなども充実！



③Instagram : wsu_tourism

主にイベントの様子や大学と学生自治会からの
お知らせを発信しています！



■ 学生自治会とは

和歌山大学学生自治会は、和歌山大学の学生全員で組織されている学生団体です。学生が自らの力で「より楽しく・便利で・有意義な大学生活」を実現していくことを目的として、活動しています。

皆さんには、大学でやりたいこと・叶えたいことはありますか？

「好きなことをとことん学びたい！」「課外活動で活躍したい！」

「自身のスキルを向上させたい！」「リア充になりたい！」…などなど。

このような「やりたいこと・叶えたいこと」を他人に任せることではなく、みんなで一緒に解決策を考えたり、他者にはたらきかけたりしながら、充実したキャンパスライフを送るために存在するのが、学生自治会なのです。

■ 全組織協議会とは

和歌山大学をさまざまな視点からより良いものにしていくために、学生自治会には「全組織協議会」と総称される6つの学生代表団体が設置されています。それぞれ有志の学生によって構成されており、和大生であれば誰でも参加することが可能です。

興味がわいたら、まずはTwitterをフォローしてみてね！

・自治委員会 Twitter→@wadai_jitikai Instagram→@wakayama_saikou

学生自治会の中心となる、通称「自治会」です。学生の意見の集約や大学との交渉など、皆さんの充実したキャンパスライフを実現するという「公共の福祉」の精神で、幅広く活動しています。

・大学祭実行委員会 Twitter→@wadaisai Instagram→@wadaisaiunion

「こどもまつり」や「和大祭」、他にも様々なイベントの運営を行なっています。

・生協学生委員会 Twitter→@wucoop_yagi Instagram→@wucoop_yagi

食堂や購買店などを運営する「大学生協」と連携しながら、よりよい大学生生活をつくっていくために活動しています。特に、2・3月の新入生向けイベントや「うえるかむ和大」、「PC・IT活用講座」など、新入生の不安を解消する取り組みを、学生が主体となって実施しています。

・新聞会 Instagram→@wakayamaupress

学内や和歌山県下の情報をまとめた『和大新聞』を発行しています。

・体育会

大学公認の体育系クラブで結成されている団体です。会誌『黒潮』を発行しているほか、1回生対象の「フレッシュマン・トレーニング」(7月)やクラブ対抗の「駅伝大会」(11月)など、交流行事を多く執り行っています。

・文化部連合会

大学公認の文化系クラブで結成されている団体です。会誌『桜雪』を発行しています。

W 学生自治会組織図



2023年度 観光学部学生自治会活動方針

今年度の観光学部学生自治委員会は以下のような方針で活動することを提案します。

○学生自治会の知名度向上と学生間の交流促進

皆さんは学生自治会をどんな存在だと考えていますか。何をしているかわからない、自分には関係のない存在だとは思っていないでしょうか。学生自治会は、学部長交渉や学内清掃など、学生の皆さんと教職員の間に立ち、豊かな学習環境と快適な学生生活を実現させるため、日々活動を行っております。昨年度は、Twitter や Instagram などの SNS に加え、1年生対象の新入生ガイダンスなどをを行い、学生自治会を身近に感じてもらえるように取り組んでまいりました。今年度も学生自治会をより一層身近に感じてもらえるよう、引き続き情報発信に努めていきたいと思っております。学生の皆さん自身も学生自治会を構成するメンバーの一員です。是非、学生の皆さんには学生自治会の活動に関心を持っていただけたらと思います。また、些細なことでも学生生活において気に掛かることがありましたら、気軽に声を聞かせてください。

さらに、今年度からは学生の皆さんや各団体が交流を行えるイベントを企画したいと思っております。学生大会に向けたアンケートでは、学部内での交流会の開催を希望する旨が寄せられました。和歌山大学観光学部学生自治会規約の第4条の1項には、「学問・文化・スポーツ等を通じて行われる全学生の交流と友好の団結」が定められています。私はこのイベントを通じ、学生や各団体の交流が深まることで、学部内の団結をより一層、高めるきっかけになると想っています。学生自治会と皆さんで充実したキャンパスライフ、楽しい観光学部を実現させましょう。

○新三役

委員長 増田雄紀（2年）

副委員長 加藤誠也（2年）・龍暁弘（2年）

会計 尾崎健太（2年）・福元健斗（1年）

以上

観光学部独自議案

1. 日本文化演習 D と英語 IA の時間割重複について

[背景]

日本文化演習 D と英語 IA が時間割上で重複しているために、やむを得ず他の日本文化演習の科目を登録した人がいた。この問題が発生した原因として、英語 IA が日本文化演習よりも先に自動的に登録されていたことが挙げられる。学びたい分野の科目がシステムの問題で登録できず、学生間で不平等が生じることは問題である。

[改善案]

学生が必修の被りを気にすることなく履修登録をできるようにするために、日本文化演習を登録した後に英語 IA が登録される仕組みの導入を大学に交渉する。

2. GP2.0 とわかやま未来学副専攻の時間割重複について

[背景]

今年度、GP2.0 の必修科目とわかやま未来学副専攻の必修科目の開講時間が重複している授業がある。

例として、Academic skills II (2 年次、GP2.0 必修科目) と地域協働演習基礎・地域協働演習 A (2 年次、わかやま未来学副専攻必修科目) の開講時間が第 1 クオーター、第 2 クオーターの木曜 5 限に重複している。これらの講義はどれも各々のコースを修了するにあたって必ず受講しなければならない。これにより、GP2.0 にプレエントリーしている学生がわかやま未来学副専攻の受講を諦めざるを得ない状況が発生してしまっている。また 2 年次のプレエントリー期間中は本エントリーの意志が固まっていない学生もいる。GP2.0 のプログラムも行いつつ、わかやま未来学副専攻を履修し、地域に根差した学習にも興味がある学生に学びの機会を提供されていないのが現状である。

[改善案]

GP2.0 にプレエントリーしている学生にもわかやま未来学副専攻の履修が可能になるように、GP2.0 の必修科目である Academic Skills II の開講時間を第 1 クオーター、第 2 クオーターの木曜 5 限から変更することを求める。

3. 観光学部棟で快適に過ごすために

[背景]

今年度より、コロナ禍における対応が緩和され、多くの対面授業が復活した。それにより、西4号館の利用者も増えたことで、以前の対応では発生することのなかつた弊害が生じている。そこで、西4号館において快適な学習環境を実現させるため、アフターコロナに対応した設備の拡充を求める。

1、多目的スペース1階の照明について

西4号館は施設構造の観点から、夕方から日が暮れ始めると西日となり、日が当たりづらくなる。また、照明だけでは明るさが足りず、視界が暗くなるため、学習を続けることが困難になる。

2、多目的スペース1階コンセントの設置について

多目的スペース2階には、パソコンの充電用の延長コードが設置されているが、1階には設置されていない。また、対面授業の増加により、パソコンの充電の需要が増えている。

3、多目的スペース2階の机・椅子に関して

対面授業が増加したことにより、多目的スペースの利用者も以前より増加している。また、昼休みの時間帯を中心に、机や椅子に待ちの状況が発生している。

[改善案]

1、多目的スペース1階の照明について

夕方以降にも、快適に学習を行えるようにするために、新たに西4号館1階に照明を設置することを求める。

2、多目的スペース1階コンセントの設置について

2階の多目的スペースが全て利用されている時でも、パソコンの充電を行うことができるようになりますため、延長コード等の設置を求める。

3、多目的スペース2階の机・椅子に関して

多目的スペースで学習を行いたい学生が、いつでも利用が可能になるように、戸棚等の配置を変更した上で、新たな机・椅子の設置を求める。

4. 教員への事前登録の周知

【背景】

事前登録が必要な科目の授業内で、観光学部の担当教員が該当科目の履修を取り消せる旨の案内をしていたことがある。事前登録科目は原則として履修を取り消せないため、矛盾した説明により学生の混乱が生じている。また、教員の履修取り消しへの認識が誤っていると、今後の学生の履修計画及び卒業要件の単位数に悪影響を及ぼしかねない。

【改善案】

事前登録科目に該当する講義の担当教員に、担当する講義が事前登録科目であること（その講義の履修取り消しが出来ないこと）を周知していただく。さらに、全教員に対して、事前登録期間を徹底して把握していただくよう求める。

以上

全学合同議案

1. 規約改正

〔背景〕

2023年4月より、社会インフォマティクス学環が新設された。これに伴い、和歌山大学学生自治会の規約に社会インフォマティクス学環の内容を追記する必要がある。

〔規約草案〕

「和歌山大学学生自治会規約」に、社会インフォマティクス学環の内容を追記する。また、和歌山大学社会インフォマティクス学環学生自治会の規約が承認された場合、当該団体の内容を追記する。これにより、規約本文中の語を一部変更する。詳しい内容は、別途資料「規約変更点まとめ」参照。

なお、今年度の規約改正は、社会インフォマティクス学環の反映とそれに応じた文言変更のみである。そのため、規約の内容に大きな変更はない。

2. 構内の舗装問題

〔背景〕

1. シンボルゾーン内の水はけについて

大学構内は主にコンクリートブロックで舗装されており、シンボルゾーンは構内でも低い位置にあるため、雨水などが集まりやすい傾向にある。加えて、経年劣化により大きなへこみが生まれており、雨水がたまる原因となっている。

また、側溝やその排水口に落ち葉などのごみが溜まり、排水機能が低下している。加えて、側溝横のコンクリートブロックが沈み、水が側溝に円滑に流れなくなっている。

シンボルゾーンに水がたまることは、学生の歩行性を低下させるほか、施設内に移動した際に廊下が滑りやすくなるなど、大変危険である。

2. 構内のコンクリートブロックの整備について

先ほども述べた通り、大学構内はコンクリートブロックで舗装されている。しかし、これらのブロックは固定されておらず、不安定な状態となっているものも多く見受けられる。割れたブロックや浮き出たブロックなどもあり、怪我の危険性が高く大変危険である。

[要望]

1. シンボルゾーンの水はけ

現状、シンボルゾーン内の側溝及び排水口は定期的に清掃を行っているとのことであるが、排水機能に改善が見られない。そのため、側溝及び排水口の清掃の頻度を増やすことを要望する。また、経年劣化により雨が溜まりやすくなっている部分に関しての調査、並びにブロックの張り替えを要望する。改善が見込まれない場合は側溝の増設や経年劣化によるくぼみの改善など、抜本的改善を要望する。

2. 構内のコンクリートブロックの整備

割れたブロックや浮き出たブロックについて、ブロックの張り替え及び固定を要望する。ブロック間の隙間など危険性の高い部分に関しても改善するよう要望する。

2. 正門付近の整備について

[背景]

1.車道の安全性の低下について

1.1 車道の劣化

正門を抜けて学内に入ってすぐの車道に凹みや割れがみられる。これは事故の原因となる可能性があり危険である。

1.2 路面表示の文字の薄れ

路面表示の停止線と「徐行」の文字が薄れて消えかかっており、視認性が著しく損なわれている。これは交通事故の原因となる可能性がある。

2.正門からバス停までの歩行性の低下について

2.1 コンクリートブロックの浮き

コンクリートブロックが浮いている場所がみられる。これにより歩行性が損なわれているため、歩行者が転倒し怪我をする原因になり得る。

2.2 草木の繁茂

この道では周辺の草木の繁茂が歩行の妨げとなっている。加えて、伸びた枝により歩行者の怪我の原因にもなり得る。

[要望]

1.車道の安全性の低下について

車道の凹みや割れの問題解決と路面表示再設置のため、車道の改修工事を要望する。

2.正門からバス停までの歩行性の低下について

草木の繁茂を解決するため、その剪定を要望する。

加えて、コンクリートブロックの浮きによる転倒の防止や歩行性の回復のため、その改修を要望する。

以上

和歌山大学観光学部学生自治会規約

第一章 総則

第1条 本会は、「和歌山大学観光学部学生自治会」と称する。

第2条 本会は、和歌山大学栄谷キャンパス（和歌山市栄谷 930）構内に所在する。

第3条 本会は、学生の自治と総意によって、学生と教職員との調和を図りながら、豊かな学びを追求し、学生生活の安定と向上に努めることを目的とする。

第4条 本会は、第3条に掲げる目的を達成するため、次の活動を行う。

一、 学問・文化・スポーツ等を通じて行われる全学生の交流と友好と団結

二、 他大学との交流

三、 教職員との協議

四、 その他の目的達成のために必要な諸活動

第5条 本会の会員は、和歌山大学観光学部に在籍するすべての学生とする。

第6条 本会は、第3条に掲げる目的を達成するために次の機関を設置する。

自治委員会

学生大会

学生投票

第2章 自治委員会

第7条 自治委員会は、本会において学生自治を執行するための組織である。

第8条 自治委員会は、有志の会員（以下「自治委員」という。）により構成される。

第9条 自治委員会の任務は、次の通りである。

一、 学生大会を運営する。

二、 学生大会で決定した本会基本方針に従って、本会の活動を統轄する。

三、 本会の会計を管理する。

四、 会員の要望を取り入れ、本会の活動に反映させる。

第10条 自治委員会の役員は、次の通りである。

委員長 1名

副委員長 2名以下

会計 2名以下

第11条 役員は、全会員の選挙によって毎年選出され、任期は次年度の定期学生大会までとする。

2 自治委員でない会員が役員に選出された場合、当該会員は自動的に自治委員となる。

3 選挙の実施方法については、自治委員会が別に規則で定めるところによる。

第12条 役員の任務は、次の通りである。

- 一、委員長は、本会を代表し自治委員会を統轄する。
- 二、副委員長は、委員長を補佐するほか、委員長に事故等があった場合にその任務を代行する。
- 三、会計は、本会の財政運営において責任を負う。

第13条 役員は、次の場合に解任される。

- 一、役員が辞職を願い出て、自治委員会がそれを認めたとき
- 二、役員が休学・退学したとき
- 三、役員が大学を除籍処分となったとき
- 四、自治委員会議において、役員の不信任決議案が可決されたとき
- 五、学生投票において、役員の不信任決議案が可決されたとき

第14条 役員の欠員が生じた場合には、学生投票、学生大会、自治委員会議等によって後

任者を選出することができる。任期は、前任者の残任期間である。

第15条 自治委員会は、会議（以下「自治委員会議」という。）を原則として月1回以上

開催する。

第16条 自治委員会議は、自治委員会の最高決定機関である。

第17条 自治委員会議では、次のことを行う。

- 一、本会の具体的活動の計画とその執行
- 二、緊急事態の処理
- 三、その他、本会の目的達成に必要な事項の審査

第18条 自治委員会議の議決には、出席者のうち3分の2以上を必要とする。

第19条 自治委員会議では、必要に応じて自治委員でない議題の提案者の参加を認め
る。

ただし、提案者は議決権をもたない。

第3章 学生大会

第20条 学生大会は、本会の最高議決機関であり、本会の全会員をもって構成する。

第21条 学生大会は、次の2項に分かれる。

- 一、定期学生大会
- 二、臨時学生大会

第22条 定期学生大会は、委員長が年1回前期内に必ず開催する。

第23条 臨時学生大会は、次の場合に開催する。

- 一、委員長が必要と認めたとき
- 二、自治委員の過半数が必要と認めたとき

三、会員の3分の1以上が要求したとき

第24条 学生大会では、次の事項について討論できる。

一、本会基本方針

二、前年度決算報告

三、本年度予算案の承認

四、規約の改正および廃止

五、会員の要望から自治委員会が必要と認め、作成した議案

六、他団体への加入脱退

七、その他、本規約で指定した事項

第25条 学生大会の成立には、会員の3分の1以上の出席を必要とする。

第26条 不成立となった学生大会は、有志大会として扱う。

有志大会では、第24条の四を除く各項について討論することができる。有志大会における議決は、次回の学生大会もしくは学生投票による承認を得なければならない。

第27条 学生大会を欠席する会員は、事前に委任状を提出しなければならない。

委任状を提出した会員は、当該学生大会では出席者として数える。委任状を提出した会員は、当該の学生大会における議決権を放棄したものとする。

第28条 議長は学生大会毎に、会員の中から選出される。

第29条 学生大会の議決は、議決権を有する出席者のうち過半数を必要とする。ただし、第24条の四についての議決は、議決権を有する出席者のうち 3分の 2 以上を必要とする。

第30条 学生大会で討論した事項について、大会中の決定が不可能であると議長が認めた場合には、その決定は学生投票に委ねられる。

第4章 学生投票

第31条 学生投票は、次の場合に行う。

一、委員長が必要と認めたとき

二、自治委員の3分の1以上が必要と認めたとき

三、会員の8分の1以上が要求したとき

第32条 学生投票の成立には、会員の過半数の投票を必要とし、投票期間は3日間とする。

第33条 学生投票による決定は、投票数の3分の2以上を必要とし、学生大会の議決と同様の効果を持つ。

第5章 会員の権利と義務

第34条 会員は規約を遵守し、学生自治の目的達成のため積極的に活動する義務を負う。

第35条 会員は、第39条に定める会費を納入する義務を負う。

第36条 会員は、次の権利を有する。

一、 本会の運営に参画し、本会の活動で生じる利益を享受する権利

二、 役員の選挙権ならびに被選挙権

三、 学生大会における発言権・議決権

第37条 会員個人の行動は、本会の妨げとならない限り自由である。

第6章 財政

第38条 本会の財政は、入会金および会費をもって運営される。

第39条 入会金は500円、会費は年額3,500円である。

第40条 入会金および会費は、すべての会員が入学時に4年分を一括で納入する。留学生や編入生など在籍予定期間が4年に満たない者は、入学時に在籍年数分の年会費と入会費を一括で納入する。

第41条 退学した場合も含めて、納入後の入会金および会費の返金には一切応じない。納入後になんらかの理由で本学に入学しなかった者が、当該年度の9月30日までに自治委員会に申請した場合は、特例として返金を認める。

第42条 本会財政は、学生大会で承認された予算案に基づき、本会および和歌山大学学生自治会の運営費等に割り当てられる。

第43条 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

第44条 本会の会計に関して、監査人を置く。監査人は、役員および自治委員を除く会員から公募し、1名選出する。

第7章 補則

第45条 本規約の第23条の三、第25条、第31条の三、第32条における「会員」とは、1・2・3回生の会員を指すものとする。ただし、4回生の会員による要求・投票・出席を妨げるものではない。4回生の会員による要求・投票・出席があった場合には、1・2・3回生の会員によるものと同様に数えることとする。

第46条 本規約の改正および廃止は、学生大会において議決権を有する出席者のうち3分の2以上の承認を得なければならない。誤植の訂正など本規約の趣旨に影響しない範囲での改正は、自治委員会が行うことができる。この場合、自治委員会は速やかに改正内容について全会員に通知しなければならない。

第47条 本会は、学生大会において議決権を有する出席者のうち3分の2以上が承認しない限り、いかなる理由によっても解散できない。

附則

- 第1条 2008年6月25日の学生大会で制定。
- 第2条 2010年6月25日の学生大会で一部改正。
- 第3条 2014年6月25日の学生大会で一部改正。
- 第4条 2018年6月19日の学生大会で一部改正。
- 第5条 2019年6月25日の学生大会で全面改正。ただし、2019年度決算報告は2019年学生大会後から2020年3月31日までとする。
- 第6条 2022年7月5日の学生大会で全面改正。

以上